

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和三年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年四月二十三日奈良県指令郡土第四二一三二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年九月二十八日郡土第六三八号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年九月二十八日郡土第二一六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市筒井町一五八一番一、一五八一番二、一五八一番三、一五八一番四及び
一五八一番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市筒井町四三〇番地の一 ゼネラルビル二階B号
株式会社ゼネラル地所 代表取締役 佐藤孝夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市筒井町一五八一番四
下水道 大和郡山市筒井町一五八一番四の一部